

16 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

〔婦人相談員の相談・指導〕

29年度

(1) 支援が必要な子どもと子育て家庭を 応援する

●児童虐待防止

「児童福祉法」により、地方公共団体は、要保護児童等（要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦）への適切な保護または支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置するように努めなければならないとされた。

区では、19年3月に、従来の児童虐待防止協議会を練馬区要保護児童対策地域協議会（協議会）に発展的に移行し、児童虐待防止と早期発見のため、関係機関等とネットワークを形成している。

なお、協議会の調整機関として練馬子ども家庭支援センターを指定している。

●相談と指導

総合福祉事務所につぎの相談員を配置している。

1 母子・父子自立支援員兼婦人相談員

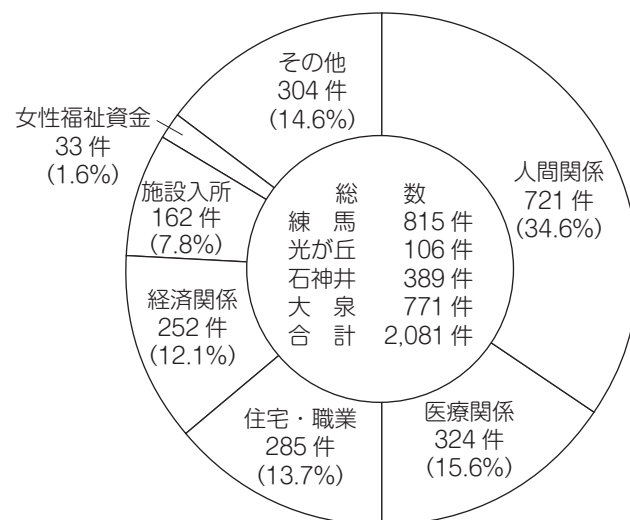
女性やひとり親などが抱えるさまざまな問題について必要な助言と指導を行っている。

2 家庭相談員

経済的問題など、家庭に関わる種々の悩みごとについての助言と指導を行っている。

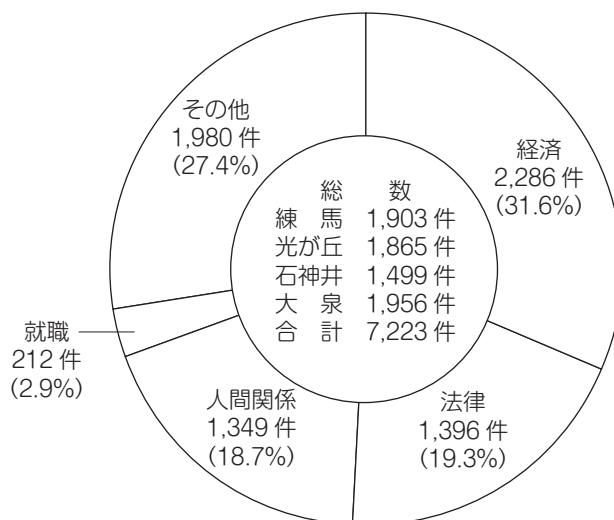
〔母子・父子自立支援員の相談・指導件数〕 29年度

総合福祉事務所		練馬	光が丘	石神井	大泉
項目					
相談実人員（人）		1,023	1,077	1,192	873
合計件数（件）		1,591	1,559	1,727	1,250
生活一般	住宅	58	58	62	26
	医療	99	18	51	29
	家庭紛争	112	96	324	28
	就労	73	118	40	95
	その他（結婚・内職・家事援助他）	289	233	268	175
児童	養育	115	318	176	77
	教育	19	31	21	13
	非行	0	0	0	0
	就職	10	0	5	0
生活資金等	その他	34	9	20	2
	母子および父子福祉資金	443	588	388	625
	公的年金	2	3	1	3
	児童扶養手当	14	16	26	10
	生活保護	26	20	29	23
	その他	210	14	253	72
	その他	87	37	63	72



〔家庭相談員の相談・指導〕

29年度



●就学援助

「学校教育法」に基づき、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助することによって、教育機会の均等を保障している。

〔就学援助の状況〕

29年度

区分		人数（人）	全児童・生徒数に対する比率（%）
小学校	要保護者（※1）	488	1.49
	準要保護者（※2）	4,838	14.72
中学校	要保護者（※1）	337	2.48
	準要保護者（※2）	2,938	21.64

※1 要保護者：「生活保護法」による教育扶助を受けている者

※2 準要保護者：教育委員会が、生活保護受給世帯に準じる程度に生活が困窮していると認める者

●いじめ・不登校などへの対応

学校教育支援センターは、教育相談の拠点の役割を担い、つぎのような事業を行っている。

1 教育相談事業

(1) スクールソーシャルワーク事業

児童・生徒の不登校、問題行動、養育、発達に関することなどに関して、関係機関と連携し支援を行う。

① スクールソーシャルワーカーの派遣

学校からの依頼に基づき、関係機関と連携し支援を行っている。(29年度 小学校対応人数 163人、中学校対応人数 160人)

② スクールカウンセラー配置事業

全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どものカウンセリング等の支援を行っている。

③ 心のふれあい相談員配置事業

全小・中学校に心のふれあい相談員を配置し、子どもや保護者の悩み相談等を行っている。

④ ネリマフレンド派遣事業

不登校等の状況にある児童・生徒に対し、学校復帰に向けての支援を行っている。(29年度 対象者9人 延べ195回支援)

⑤ 校内教育相談等支援事業

不登校などの教育相談に関する教員、保護者対象の校内研修会等に、心理学の専門家や学識経験者を講師または助言者として派遣している。(29年度派遣 48回延べ2,025人参加)

⑥ ソーシャルスキルトレーニング学校実施事業

主に児童・生徒を対象として、不登校の未然防止や子どものコミュニケーション能力を育成することを目的に、講師を派遣している。(29年度 小・中・小中一貫教育校3校実施延べ1,698人参加)

(2) 教育相談室

29年1月10日に4か所目の教育相談室として、学校教育支援センター大泉を開設した。学校教育支援センター教育相談室、学校教育支援センター練馬および学校教育支援センター関とともに以下の支援を行っている。

① 来室教育相談

問題に応じてカウンセリング等を行う。希望に応じた学習支援や他機関への紹介も行っている。

② 電話教育相談

電話による助言・指導、情報の提供および他機関の紹介を行う。

③ 学校訪問教育相談

保護者や児童・生徒の了解を得て、相談員が学校への訪問を行う。

④ その他

19年度から、ペアレント・トレーニングと発達障害等の子ども同士の小集団によるグループ活動を実施している。29年度のペアレント・トレーニングには延べ122人、グループ活動には延べ453人が参加した。

〔教育相談実施状況 (4 教育相談室合算)〕 29年度 〔来室〕 (単位: 件)

相談内容	件数
学校・学習	691
対人関係・集団(社会)生活	374
家族関係・家庭生活の問題	401
身体に出てくる問題	33
不安・自信喪失	99
精神疾患	4
発達の問題	289
その他	5
合計	1,896

〔電話〕 (単位: 件)

相談内容	件数
学校・学習	193
対人関係・集団(社会)生活	49
家族関係・家庭生活の問題	84
身体に出てくる問題	5
不安・自信喪失	8
精神疾患	0
発達の問題	20
その他	140
合計	499

(3) 適応指導教室

適応指導教室(小学生対象「フリーマインド」、中学生対象「トライ」)では、不登校の児童・生徒に対し、学校復帰の支援として、一人ひとりが希望する学習活動、心の安定を図るための相談活動、集団生活を図るためのグループ活動等を実施している。

〔適応指導教室実施状況〕 29年度

教室名	年間登録数	途中退室数	活動日数
フリーマインド	75人	2人	181日
トライ	226人	5人	179日

(4) 居場所支援事業

適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困

難な不登校の児童・生徒が過ごせる場所として民間業者に委託し、「居場所ぱれっと」を運営している。生活習慣や学習習慣の形成、社会性を育成するための支援を行っている（29年度登録者10人）。

●学習支援事業

生活保護世帯または就学援助を受けている準要保護世帯の中学校3年生を対象に、基礎的な学力を身につけるための勉強会を行っている。学習や進路に関する相談にも対応している。

●特別支援教育

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を行っていくため、学識経験者や保護者の代表、学校関係者等を委員とした練馬区特別支援教育推進委員会での検討を踏まえ、指導方法の充実や支援体制の整備を進めている。

1 特別支援学級

障害の重複化、多様化の傾向に対応して、知的障害、情緒障害、言語障害や難聴、弱視などの子どもたちのために、それぞれの課題に応じた教育活動を実施している。

これらの学級では、子どもたち自身が自らの課題を克服し、学習や生活をする意欲を高めるための実践を行っている。

【特別支援学級】

30年4月1日現在

種別	小学校数	中学校数
知的障害	16校	8校
弱視	1校	1校(休級)
難聴	2校	1校
言語障害	5校	—
情緒障害等	全65校(※)	4校
合計	5障害延べ89校	4障害延べ14校

※：特別支援教室拠点校17校、巡回校48校の合計65校

2 特別支援教室

これまで児童が他校に設置された情緒障害等通級指導学級まで通っていた制度を改め、在籍校で指導を受けることができるよう、28年度から3年間をかけて、全小学校65校に特別支援教室を設置した。

児童の課題に沿った、よりきめ細やかな指導を行うとともに、児童と保護者の負担軽減を図る。

●母子生活支援施設

「児童福祉法」に基づく児童福祉施設で、18歳未満の子どもを養育している母子家庭の保護者が十分に子

どもを養育できない場合に、親子で利用できる。

居室の提供や相談対応、子どもの学習指導などを行い、自立促進のために、生活を支援する。

●練馬区ひとり親家庭自立応援プロジェクトの実施

ひとり親家庭の総合相談窓口においてさまざまな相談に応じるとともに、「生活」「就労」「子育て」における3つの支援策を総合的に提供する、ひとり親家庭自立応援プロジェクトを実施している。

1 ひとり親家庭向け相談窓口における相談対応

(1) 総合相談

ひとり親家庭のさまざまな相談に応じ、適切な支援につないでいる。29年度は延べ1,339人から相談を受けた。

(2) 家計相談

長期的なライフプランを設計するため、ファイナンシャルプランナーによる家計相談を行った。29年度は延べ17件の相談を受けた。

2 生活を応援

(1) 生活応援セミナー

リフレッシュや交流を兼ねた生活応援セミナーを開催した。29年度は、支援制度活用セミナー、育児・健康セミナー、資格取得セミナー、就活用メイクアップ講座、家計やりくりセミナーの計5回開催し、延べ46人の参加があった。

3 就労を応援

(1) 高等職業訓練促進給付金等事業

資格を取得するための養成機関での受講期間に給付金を支給し、生活の負担を軽減することにより、資格取得を促進する。29年度は延べ39人に支給した。

(2) 自立支援教育訓練給付金事業

主体的な能力開発を支援するため、教育訓練講座受講経費の一部を支給する。29年度は6人に支給した。

(3) 就労支援セミナーの実施

① パソコンセミナーの実施

就労に有利となるパソコンスキルを身につけるためのパソコンセミナーを3日制で開催した。29年度は3回開催し、47人が参加した。

② 在宅就業推進事業の実施

パソコンと通信環境を貸し出し、Eラーニングを活用して在宅就業に必要とされる知識・スキルを身につける、在宅就業推進事業を実施した。実施期間は3か月間で、29年度は24人が参加した。

(4) 自立支援プログラムによる支援

各家庭の就労阻害要因を分析し、個別の支援プ

プログラムを策定して総合的に支援を行った。29年度は84人にプログラムを策定した。

(5) 自立に向けた子どもの預かり支援の強化

① ベビーシッター派遣事業

自立支援プログラムの策定を受けた保護者が、子どもが保育園等に入園できておらず、子どもの預け先がないことで就労が困難となっている場合に、ベビーシッターを派遣する。29年度は2世帯の利用があった。

② ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

小学生以下の児童のいるひとり親家庭が、子どもの見守りや保育園の送迎などに支障があるときにホームヘルパーの利用を支援する。29年度は、76世帯が利用登録し、2,489回の利用があった。

4 子育てを応援

(1) 訪問型学習支援事業

学習支援員を派遣し、学習の支援と併せ、保護者や子どもの心に寄り添った悩み相談等を実施した。小学校4年生から中学校2年生までを対象とし、29年度は22世帯26人が利用した。

(2) 親子交流事業

親子間、ひとり親家庭間のコミュニケーションをとる機会を提供するため、親子交流事業を行った。

① 日帰りバスツアー (20組42人参加)

② 親子クッキング教室 (9組22人参加)

(3) ひとり親家庭等休養ホーム

ひとり親家庭および寡婦のレクリエーションと休養のために、宿泊施設を指定し、利用料の助成をしている。29年度は延べ283人の利用があった。